

国富町景観計画



令和3年3月

国 富 町

目次

第1章 はじめに	1
1. 景観とは	
2. 景観計画策定の背景と目的	
第2章 景観計画の区域	2
1. 区域の設定	
第3章 良好な景観の形成に関する方針	3
1. 基本的な考え方	
2. 市街地景観の形成方針	
3. 自然景観の形成方針	
4. 重点的な取組みの検討方針	
第4章 景観形成に向けた取組み方針	4
1. 良好な景観形成のための行為の制限	
2. 景観形成基準	
3. 屋外広告物	
4. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	
5. 史跡と調和した景観保全	
第5章 景観形成の今後の展開	10
1. 町民や事業者との協働の取組みについて	
2. PDCAサイクルによる進行管理	

第1章 はじめに

1. 景観とは

景観とは、自然の風景、都市的な街並み、農地や集落など、私たちが日ごろ目にしているものすべてが含まれます。

景観はこれまでの、またこれからの人々の営みにより生み出されるものです。

良い景観は人々のところに安らぎと落ち着きを与え、故郷に対する誇りの意識を生み出します。

2. 景観計画策定の背景と目的

本町は、本庄川や深年川などの河川や道路沿いに広がる豊かな田園、町民が自然とふれあえる法華嶽公園などの大きな公園があり、自然に囲まれたまちです。

また本町の中心市街地は主要地方道宮崎須木線や、これに並行する旧道沿いに数多くの古墳が立ち並ぶという特徴的なまちなみの景観であり、本庄のまちは古墳群の中に形成されています。

今後もまちと山や川、人がつくりだす田園風景など自然の景観を維持したまちづくりや、史跡指定地の周辺部における史跡地景観の保全を図っていくための景観コントロールなどの措置が必要です。

そのため、まずは景観づくりの土台となる良好な景観形成の必要性の理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、今後町民と事業者、行政が協働となって、段階的な計画策定を進めていきます。

第2章 景観計画の区域

1. 区域の設定

本町は、宮崎市から北西約16kmに位置し、東側と南側は宮崎市に隣接し、北側には古墳群で有名な西都市、西側には同じ東諸県郡の綾町に囲まれた面積130.63km²の田園都市です。

地形は、東西22km、南北18.8kmで、北西部に国有林が約3割を占め、北西から南東に向かって本庄、飯森、高田原、川上、薩摩原、六野原の台地が展開し、それらの台地を縫って、本庄川、深年川、後川、三名川、北俣川などの河川が流れ、流域には水田が広がっています。本庄台地は、町の中心市街地を形成し、その他の台地は畑作を中心とする農業地帯となっています。

植生は、人口林化が進み、丘陵地の山腹や斜面は杉・ヒノキの植林に利用されていますが、八代地区には県下有数の孟宗竹林も広く分布しています。

このように本町は、市街地の周りを囲むように配置されている田園風景や、旧道沿いに数多くの古墳が立ち並び街並みの景観、本庄川や深年川などの豊かな水辺空間など、多様な景観が町全域にわたって展開されています。

これらの特色ある景観を、適切に保全・創出していくために、国富町全域を景観区域として定めます。



第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本的な考え方

都市景観や農村部、本庄古墳群や本庄稻荷神社等の歴史・文化の保全に関する取組みを進め、更なる郷土美化を目指します。

2. 市街地景観の形成方針

主要地方道宮崎須木線沿線は、本町の地域骨格軸であり、誰もが利用する空間であるため、周辺住環境及び田園風景へ配慮し、秩序ある景観の維持に努めます。

また本庄古墳群周辺は、歴史的・文化的遺産と調和を図り、古墳を保存するとともに、古墳を活用したまちなみの保全を目指します。

3. 自然景観の形成方針

町の特色である田園や一級河川本庄川や深年川の豊かな水辺空間を親水だけでなく自然の中の歩行空間として、自然的景観や緑地の保全に努めます。

また良好な住環境拠点を囲むように配置された豊かな田園風景などは、周辺環境と調和した適切な維持保全につとめます。

4. 重点的な取組みの検討方針

本町では、これまで景観形成に対する具体的な取組みが限定的にしか行われていなかったことから、本計画の策定を機に町民の景観に関する意識の向上を図り、良好な景観形成への取組みを進めていくこととなります。

今後、景観に大きな変化を及ぼす開発行為が予定される地域や、景観形成への取組みが高い地域など重点的に取組む地域を設定し、より詳細な基準を検討するなど段階的に計画を見直します。

また本町の貴重な史跡である古墳を守るために、本庄古墳群保存管理計画を踏まえ、周辺建物や看板などに対する方針を検討します。

第4章 景観形成に向けた取組み方策

1. 良好な景観形成のための行為の制限

景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある建築物に対し、本町の景観を保全していくため、町内全域（景観計画区域）において、下記に該当する行為については届出を義務づけます。

建築物（景観法第16条第1項第1号）	
届出対象行為	届出対象範囲
新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10mをこえるもの

工作物（景観法第16条第1項第2号）		
届出対象行為	届出対象範囲	
新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突	高さ6mを超えるもの
	柱	高さ15mを超えるもの
	広告塔	高さ4mを超えるもの
	高架水槽、サイロなど	高さ8mを超えるもの
	擁壁	高さ5mを超えるもの

開発行為（景観法第16条第1項第3号）	
届出対象行為	届出対象範囲
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内 1,000㎡以上のもの 都市計画区域外 10,000㎡以上のもの

※ただし、景観法第16条第7項に定める行為、その他町長が認める行為については、届出の対象外とします。

2. 景観形成基準

市街地景観と自然景観の各方針に応じた良好な景観を形成するため、区分ごとに景観形成の基準を次のとおり定めるものとします。

		区域	
		市街地景観	自然景観
建築物	高さ・位置	突出した高さとならないようにし、周辺の建物高さと同調するように留意する。	周辺の環境と同調する高さとなるように努める。
	形態・意匠、素材、色彩	周辺の建物と同調し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。	周辺の自然環境と同調し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。
	緑化	既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、景観の保全・育成に努める。	周辺の環境と同調するよう緑化に努める。
	その他敷地・外構など	外構や建築設備等については、覆いを設けるなど周辺環境との同調に配慮する。	
工作物		施設の性格や地域の特性に応じて、周囲の景観に同調するように努める。	
開発行為		造成を伴う土地の区画形質の変更は最小限とし、周囲は必要に応じて樹木を植生するなど、十分な緑化をするよう努める。	

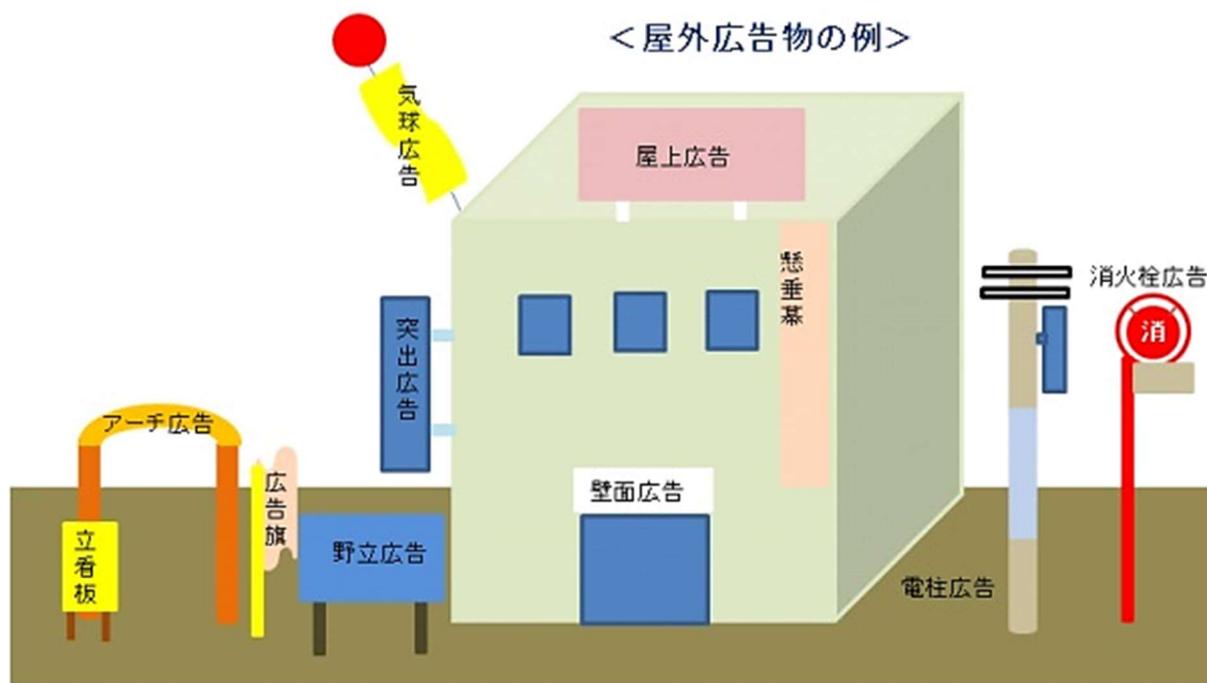
3. その他の方針

屋外広告物は、商業活動における情報提供や核施設への案内等を目的として表示または掲出されるため、人々の目に触れやすく景観形成に大きな影響を与えます。

広告物が氾濫し地域の状況を考えずに設置すると、景観等を阻害し不快感を与えることとなります。

宮崎県では、広告物と地域環境に調和、広告物による危害の防止を目的として、「宮崎県屋外広告物条例」が定められています。

本町の屋外広告物については、県の条例に基づいた取組みを継続しながら、町独自の取組みが必要になった場合、景観法に基づき屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定めることとします。



資料：宮崎県HPより（屋外広告物制度）

4. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

良好な景観形成において歴史的に価値のある建造物や、長い年月をかけて成長した樹木等は重要な要素になります。そのような建造物や樹木において、特に重要だと認められるものを、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、保全・活用を図っていきます。

種類	指定基準
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none">• 建築等として美観が優れていること。• 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ良好な景観形成に寄与すること。• 歴史的または文化的に価値が高いと認められること。• 道路その他公共の場所から容易に望見されるもの。 <p>※ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、または仮指定された建造物については適用しない。</p>
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none">• 地域の自然、歴史、文化等からみて景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること。• 道路その他の公共の場所から容易に望見されるもの。 <p>※ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、または仮指定された樹木については適用しない。</p>

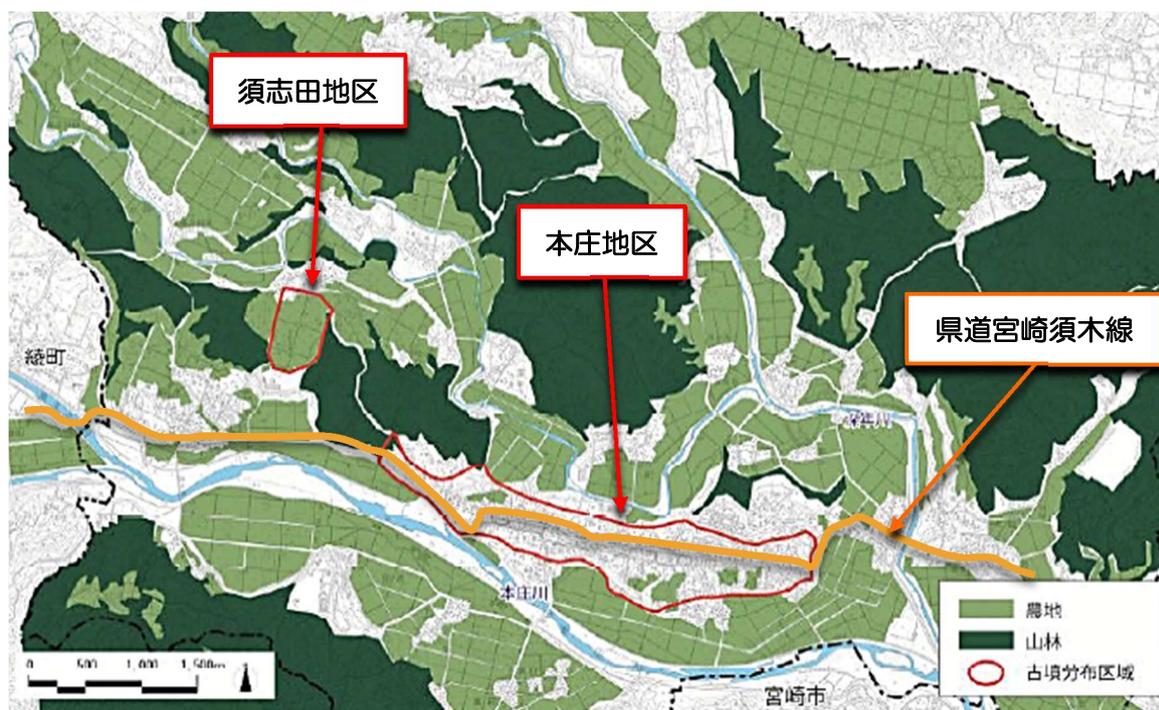
4. 史跡と調和した景観保全

4. 1 史跡地の現状と課題

本庄古墳群は、大淀川の支流である本庄川と深年川とに挟まれて、東西に長く伸びている本庄台地の上に所在しています。古墳群の分布域は国富町の中心市街地と重なり、市街地の中に古墳が所在するという全国的にきわめて珍しい状況で保存されてきた史跡です。現に、宮崎市から国富町の市街地を抜け、綾町に通じる県道宮崎・須木線を通ると、道路沿いにいくつもの古墳を確認することができます。

また、台地の西側に位置する須志田地区にも一支群が立地しています。

本庄古墳群は市街化区域の住宅地の中に所在する本庄地区と、都市計画区域外の農地に所在する須志田地区に分かれており、それぞれに異なる周辺環境を有しています。



図：本庄古墳群の位置

地区	現状と課題
本庄地区	都市計画用法の用途地域による建物用途の制限はあるものの、史跡地景観という観点でみた場合には、将来的に古墳近傍に景観を阻害する建築物、工作物が立地する可能性がある。
須志田地区	史跡指定地が農振農用地に含まれていることから、農地の中に点在する古墳群という風景の保全が、現時点では担保されている。

4. 2 史跡の区域区分

1) 第1種地区（史跡として指定された範囲）

本庄古墳群として既に国の指定を受けた範囲である。墳丘、横穴墓の玄室、周溝等が残っていることが過去の調査等で確認されています。

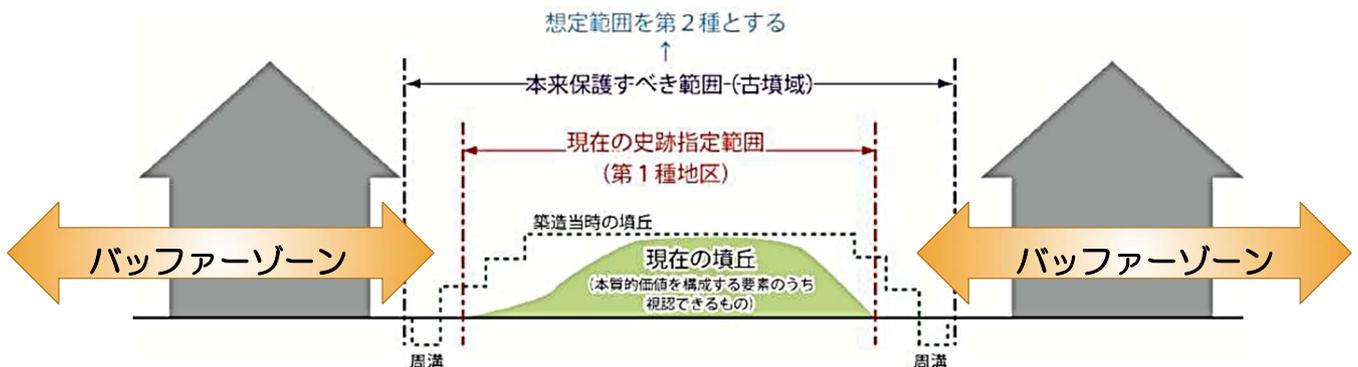
2) 第2種地区（遺跡の保存及び確認調査を進めていくべき範囲）

第1種地区（史跡指定地）に隣接する、周溝などの遺構・遺物が埋蔵されている可能性があるとして推定される範囲です。一帯が周知の埋蔵文化財包蔵地であり周溝や石室等の遺構・遺物が遺存している可能性の高い地区です。

3) 第3種地区（景観保全などを図っていくべき範囲）

第1種・第2種地区に隣接し、一体的な景観を構成する範囲です。

この地区は、本史跡のバッファゾーン（緩衝地帯）となる地区であり、将来的な整備・活用にあたって、史跡地の周辺環境及び市街地環境としての視点から史跡との一体的な景観保全や整備を進めることが望ましい空間です。



4. 3 周辺環境の保全方針

今後本庄地区におけるバッファゾーンの景観誘導を行っていくために、古墳保存管理計画等と連携し、景観保全の方向性について周知を図っていくと同時に、将来的な景観協定の締結といった具体的な施策の可能性を地域とともに検討します。

また古墳近傍に居住する町民に対してのみではなく、広く町全域、さらには民間事業者に対して、史跡保護と合わせて周辺環境の保全を行っていくことの重要性を伝え、史跡地景観のあり方に対する意識の醸成を図っていくことも検討します。

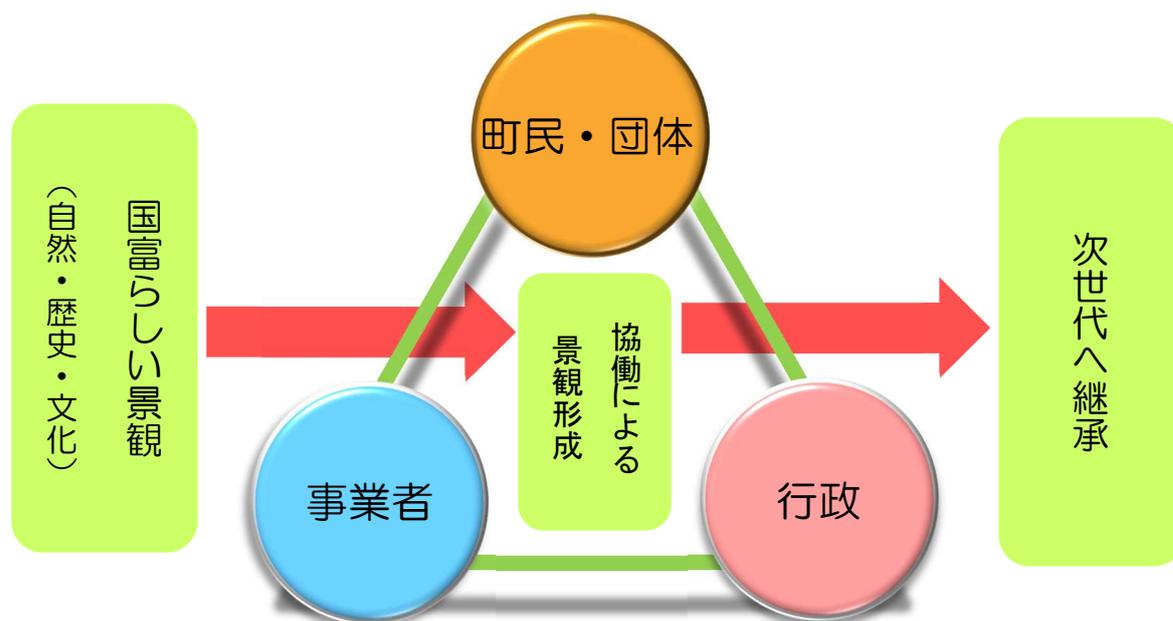
地区	景観保全方針
本庄地区	史跡地の周辺環境としての良好な景観形成を図っていく。
須志田地区	農地の保全及び史跡地の周辺環境としての良好な景観形成を図っていく。

第5章 景観形成の今後の展開

1. 町民や事業者との協働の取組みについて

良好な景観形成を行うには、町民・事業者・行政がお互いの役割を理解しながら、自らが積極的な取組みを進めていくことが重要です。

本計画の策定を機に、景観行政の展開を図るとともに景観形成の取組みの周知や広報などによる住民意識の向上を図りながら協働の取組みを進めます。



町民・団体 と 事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家まわりや地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する住宅に配慮 など

行政

- ・良好な景観づくりに対する町民への意識啓発
- ・各事業における景観への配慮
- ・景観に関する関係各課への連携
- ・町計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・町民主義の景観づくりに対する専門家の派遣 など

2. PDCAサイクルによる進行管理

景観計画は、現在の景観要素や景観形成の方針を踏まえて作成しています。

しかし、景観は人々の長い年月をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成され醸成されていくものです。

本計画は、PDCAサイクルを確立させながら、まちづくりの方向性の変化や社会情勢の変化、町民・事業者・行政の熟度に応じて、段階的に制度を更新しながら魅力ある景観形成を目指します。



※ PDCA

Plan (計画) : 計画の策定、計画に基づく事業計画の作成、計画の見直し

Do (実施) : 景観形成事業の実施

Check (評価) : 景観資源の現況評価、満足度評価、事業状況評価

Action (改善) : 評価に基づく改善内容の整理、計画見直しの検討